



ささえ合い やさしい心で まちづくり

狭山市社会福祉協議会

# 地域わくわく事業 募集

～わくわくする地域づくりをはじめませんか！～

## 募集期間

令和元年6月3日（月）から8月30日（金）まで

### 1 地域わくわく事業って？

地域わくわく事業は、地域が元気になるための、地域を応援する仕組みです。  
地域の課題が解決できれば、地域が良くなるし、活動を通じて、  
地域で活動する人が育つこと、地域が元気になることが目的です。

### 2 対象事業

自治会を中心として地域の人たちが地域の課題の解決に取り組む事業

(原則として平成31年4月1日から令和2年3月31日までを実施期間とする事業)

### 3 対象団体（次のいずれかの団体）

- (1) 地区自治会連合会
- (2) 自治会
- (3) 地区自治会連合会にて認められた団体



地域わくわく事業は、自治会などを通じて集められた「赤い羽根共同募金」を財源にしています。

#### 4 助成内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費

#### 5 提出書類

地区自治会連合会で取りまとめた上で、下記の必要書類を**狭山市社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）地域福祉担当**へ提出してください。

①交付申請書 ②助成申請事業概要 ③予算書 ④その他必要な書類

#### 6 審査

地区自治会連合会の範囲内にある地域（1地域）につき、総額10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）の範囲内で狭山市社会福祉協議会において助成金額を決定します。

<審査基準>

社会的公益性・地域の必要性・地域貢献性・実現性  
継続性が適合しているか等



#### 7 補助対象経費に関する基準

項目	内容
1 団体への継続交付年数の制限	1 団体への継続交付における数値的な年数制限は設けない。
1 団体への交付上限額	1 団体への交付上限額は年間10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）とします。 ※1地区当たりの助成金総額が10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）なので、注意してください。
備品の取扱い	必要以上に華美でない範囲で交付額を決定します。
講師謝礼の助成上限額	助成上限額は1講師につき1回5万円とします。

以下の項目は助成対象外経費となります。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の構成員に対する食糧費（作業時の茶代を除く）
- (3) その他狭山市社会福祉協議会会長が適当でないと認めたもの

## 8 助成金交付予定時期

令和元年9月下旬頃に交付予定

## 9 平成30年度地域わくわく事業の助成実績

- (1) プラカード修繕（体育祭で使用するプラカード修繕）
- (2) 自治会秋祭り（秋まつり演芸費、景品費等）
- (3) 犯罪のない安全な地域づくりを推進する事業（防犯用機材購入）
- (4) 狭山ふれあいの森草刈り事業（ふれあいの森草刈り作業経費）
- (5) ワクワクイベント（イベント什器備品、出店資材、補充品購入）
- (6) 自治会周辺の平地林保全（刈払機バッテリー、講習会謝礼金等）
- (7) ふる里まつり（ヤグラ・テント設営・撤去委託事業）
- (8) 地域交流促進事業（かかし祭り経費）
- (9) 各区自治会夏祭り（電波時計、お礼用タオル、抽選会商品等購入）
- (10) 地域こども会（ベンチ、ベビーベッド等購入）
- (11) 自治会活動促進事業（グランドゴルフ用具購入）
- (12) ふるさと祭り設営委託事業（舞台電気等工事費）

その他詳細は、下記へお問い合わせください。



問い合わせ先 狭山市社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）  
地域福祉担当：丸山  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-11  
TEL 04-2956-7665